

# CHUO LAW OFFICE NEWS



中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

中央総合法律事務所季刊ニュース



2003

夏号

2003年 7月発行 第31号



弁護士  
**岩城 本臣**  
(いわきもと おみ)

出身大学  
早稲田大学第一法学部  
早稲田大学大学院民法  
(篠塚研究室) 研究生修了

経歴  
1976年  
最高裁判所司法研修所修了  
28期  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

役職歴  
日本弁護士連合会編集委員  
会委員長(現在)  
大阪弁護士会  
人権擁護委員会、紛議調停  
委員会、司法修習委員会各  
副委員長、厚生委員会、広  
報委員会各委員長  
大阪弁護士会副会長  
(平成10年度)  
清算組合朝銀近畿信用組合清算人  
(現在)

取扱業務  
民事法務、不動産法務、  
商事法務、会社法務、  
民暴対策法務、税務法務、  
家事相続法務

著書他  
共著  
『不動産トラブル解決法』  
『不動産売買の法律問答』  
編著  
『企業環境権訴訟の軌跡』  
監修  
『土地利用制度はこう変わった』  
(以上清文社)

共編  
『事業承継・相続の実務と対策』  
『借地・借家課税の実務と対策』  
『営業譲渡・会社分割・株式譲渡・  
合併・更生・再生・清算』  
(以上第一法規)

法律監修  
『遺産相続』(東映映画)

## 内部告発者保護制度

……年内にも法案提出……

弁護士 岩城 本臣

一、「内部告発」という言葉が相変わらず世間を賑わしています。三菱自動車リコール隠し事件、雪印食品表示偽装事件、東京電力原発点検記録改竄事件が代表的でしたが、最近も、日本飛行機防衛装備品代金水増し請求事件が表面化するなど、内部告発に端を発する大事件の数には枚挙にいとまがありません。

たしかに、「告発」という言葉は、刑事訴訟法239条で「何人でも犯罪があると思慮するときは告発をすることができる」と記され、第三者から捜査機関に対し犯罪事実を申告して訴追を促す行為であると説明されていますが、昨今使われている「内部告発」は法律用語ではありません。その用語の使われ方から、“組織内部で行われている不正の行為を、従業員が監督官庁、メディア等に通報すること”を意味するものとわれています。密告という言葉のイメージには自分だけは助かりたいという私利・私欲・私怨を伴っているのに比べ、告発には犯罪事実を告発するという善なるイメージがあります。しかし、告発される企業等の受ける損害が甚大になる恐れがあることを考えると「内部告発」という用語を使う場合には自ずと“告発の対象、意図、手段等につき厳格な制約が必要である、と同時に、このような制約のもとでは不利益処分を受けない、”という視点が出てきます。

二、国民生活審議会の消費者政策部に設けられていた「公益通報者保護制度検討委員会」は、本年5月、不正が行われている現場から告発の声をあげた人たちを守ることで、消費者や社会の被害を減らすための制度案を報告にまとめました。

その後、ご承知のとおりこれをもとに幅広く意見がかわされています。

例えば、日経2003年5月9日夕刊「生活コンシューマー」欄の記事等によれば「今回の制度案では、委員の間で意見が割れたポイントは三つあったといわれています。

その一つ目は、保護すべき通報者は誰か。

これについて制度案は、「事業者」に雇用されている労働者」に対し、告発を理由に解雇や降格など不利益な扱いをしてはならないとした。雇用関係のない退職者や派遣社員、取引先社員などは“さらに検討する必要がある”として、保護の範囲から除外しました。

二つ目は、何を告発できるか。

消費者利益や環境問題に関する「規制違反や刑法犯などの法令違反」に限定され、事業者の行為が社会通念上、問題があると思っても、明確な法

令違反でなければ、告発しても告発者は保護されません。

三つ目は、会社の外に通報する場合の条件。

制度案は「事業者外部への通報も保護の対象とする必要がある」としつつも、マスコミや消費者団体など外部への通報には厳しい条件を付けました。例えば、告発の動機は私利私欲を主な目的としてはならず、告発内容が「真実または真実であると信じるに足る相当の理由があること」が必要とされ、さらに、社内の通報窓口で告発した場合に不利益を被ったり、証拠が隠滅されたりするという確信がなければならず、これらの条件を考慮せずにいきなりマスコミなどに通報した場合、告発者の法的保護は保証されない可能性が高くなっています。

そのため、例えば、BSE(牛海綿状脳症、狂牛病)問題で、雪印食品が輸入牛肉を国産牛肉と偽って国に買い取り申請をした疑いがあることを、取引先の倉庫会社の社長が警察に通報した例。ユニバーサル・スタジオ・ジャパン内の飲食店で、賞味期限切れの食材を半年以上にわたり使用していたことなどを、関係者が外部に通報した例など何れも保護されない可能性が高くなります。

また、産経新聞5月8日朝刊「国民生活審検討委が最終報告等」の記事では次の3名の方のコメントが掲載されています。

宮本一子・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所長は、「保護対象に退職者などの元労働者と派遣労働者が入っていないのは問題だ。派遣が増えている最近の労働事情が反映されていない。保護対象を法令違反に絞ったことも通報をしにくくする。今回の案でカバーされない部分は、別の法律で補うべきだ。食品など健康にかかわるものであれば、通報しやすくするよう法整備はできる。対象を内部通報者に特化した紛争解決機関を作り、安い料金で早期解決する制度を整え、通報者が不当に不利益をこうむらないようにする方法もある。通報は『密告』という暗いイメージでとらえられがちだったが、法律ができれば国が守るべき制度になり、意識変革をもたらす。多様な意見がある中でよくまとまった。半歩前進くらいだ」

日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会・石戸谷豊委員長は、「最終報告案は、通報の範囲を法令違反に限定し、外部通報の保護条件を厳しくした。これでは、非常に狭い範囲でしか制度が使えない。最大の問題は外部通報の条件が厳しいことだ。内閣府は英国の『公益開示法』を参考にしようと言うが、英国法は企業内部や行政機関に通報すれば、ただちに外部にも通報ができる。しかし、最終報告案は、企業内部や行政機関に通報後、『相当の期間内に不祥事行為に対し適当な措置が行われない場合』という条件がついており、英国法よりハードルが高い。これだと、内部告発はこれまで以上に

外に漏れにくくなり、不祥事の隠蔽にもつながりかねない。日弁連としては、今後も法案作りの過程で、外部にも内部告発が出てくるような仕組みに改めるよう働きかける」

遠藤博志・日本経団連経済本部長は、「通報する場合のルールを明確化することは重要だ。しかし、善意ではない外部への通報によって、ブランドイメージを傷つけられることもある。そうした点から考えて、退職者を保護対象にするという意見には反対だ。本来は従業員であったときに意見を述べるべきものだ。派遣社員は自分の会社の労働者ではないので、保護することはできないのではないか。外部通報する際に、まず企業側に通報することなどは重要な案件だ。企業はコンプライアンス(法令順守)向上のために自主的な取り組みを行っている。従業員からの相談などを受ける『ヘルプライン』を設置する企業も増えている。企業のコンプライアンス体制を構築しようという動きを奨励する法律になるように望む」

三、“内部告発文化”という言葉もあるぐらいです。時代の流れは“後ろめたさ”から“推奨すべきこと”であるという、まさに“密告から権利”、さらには“義務”という時代が変わっていくのではないのでしょうか。

こうした状況を考えれば、不祥事を未然に防止し不祥事を早期に是正するためには、会社内部関係者からの通報を外部に通報される前にいち早く察知できる体制を作らなければなりません。不祥事などのマイナス情報は正規ルートではなかなか上には伝わり難く、中間管理職による隠蔽の対象となることが多いといわれています。通報の流れの断絶が、我慢ならない正義派や不満を抱く元社員から監督官庁やマスコミへの内部告発の原因となっています。

これらを回避するためには日常的に利害関係のある本来の職制とは別の情報ルートで吸い上げる必要があります。対外的に責任を厳しく問われるトッ

プ経営者に直接通報出来るなどの制度、あるいは日常的に利害関係のない外部に設けた弁護士などに通報出来る“内部通報制度”が重要となります。

内部通報制度は、違法事実の把握・情報収集という本来の目的・メリットにとどまらず、違法行為の抑止や上司にとって不都合な情報の秘匿防止という効果があることも忘れてはなりません。

雇用体系が激変し、会社への忠誠心を支えていた終身雇用や年功序列が崩壊すれば、滅私奉公的な意識は失われ、従業員個人は合理的な思考行動を求めることになるのではないのでしょうか。つまりコンプライアンスが企業経営の上から下への流れとするなれば、内部告発は下から上へのコンプライアンスを求めているものであると表現する人もいます。コンプライアンスは企業にとって生き残りに不可欠だとも言われている由縁です。制度的に、告発することが評価され、これに対応したシステムが社内的にできれば、コンプライアンスに反する事態も発生し難くなり、また万一これに反した場合でも、早期に問題が顕在化し、会社としても適切な対応ができ、倒産など大事に至ることはないと思われま。内部告発の有用性に気付き、制度化する会社が多くなっています。建設的な内部告発なら昇進させるなどこれを保護する制度が増えているようです(朝日新聞2002.11.27朝刊)。

四、内閣府は年内にも法案提出を目指しています。日弁連も最終案に対し異例の会長声明を出しました。国会でも激しく議論されることになると思われま。

何れにしても各社がこの保護制度を設ける場合には、その方法・内容は各社の業務内容、管理システム体制から自ずと異なってくることはいうまでもありません。法案、マスコミ論調を参考にしながらも、やはり、各社のそれぞれの業務内容に従ったシステムを考えることが望まれます。





弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部  
経歴  
1959年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等  
裁判所、大阪地方裁判所等  
の裁判官および最高裁判所  
調査官として民事裁判に携  
わる。

京都家庭裁判所所長、京都  
地方裁判所所長、高松高等  
裁判所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所長官を定年  
退官

2000年1月  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、金融法務、  
倒産法務、行政法務、  
家事相続法務

## 裁判エッセイ 6

### コラボレーションとしての民事裁判

#### 民事裁判の成り立ち

私は、民事裁判はコラボレーションであると考えています。或いは民事裁判をコラボレーションとして意味づければ、よりよい裁判が実現できると言った方がよいかもしれません。コラボレーションなど耳慣れないことを言い出して、と思わないでください。言葉自体をご存じなくても、その意味や意義については、皆さん先刻ご存じのところなので、すから。

#### コラボレーションとは

そこでコラボレーションという言葉のおさらいをしておきますと、異なった職業や立場の人が協力して、一つの企画、事業或いは作品を作り上げることを言います。異業種協同と訳することができます。動詞はコラボレートです。これに対して、同じ立場のものが協力することは、コーオペレーションと言います。

フランス語で、コラージュという、美術作品で、油絵に写真や新聞を貼り付けたりしたもの指しますし、ジャズに尺八が加わったり、クラシック音楽の分野でも、武満徹の「ノヴェンバー・ステップス」のように、洋楽器から成るオーケストラに和楽器である琵琶や尺八が加わっているのがありますが、こうしたものもコラボレーションなのです。

異なったものが協同することによって、同種のものだけで成り立っている世界とは異質な、或いは全く新しい世界を創造することが期待できるのです。

移民国家として成立したアメリカの現在の勢いの根元は、コラボレーションとしての多民族国家にあるという観察があることも参考になるでしょう。

#### 民事裁判とコラボレーション

民事裁判を例にとってみますと、裁判は、裁判官の指揮訴訟のもとに、訴訟代理人が主張や証拠を提出して、裁判官が判断するというものだとして把握するのが普通の見方ですが、これを原告、被告、そして、その代理人である弁護士、そして裁判官という異なった立場の者が、それぞれの立場で、しかし真実追究を目標として主張する場とみると、これはコラボレーションそのものなのです。これに、事実についてものを言う証人や専門的知見を提出する鑑定人、国民の代表者としての傍聴人が加わります。裁判所サイドでは、書記官等の職種も加わります。こうしたいろんな立場の人が、コラボレートすることで、動

的で、よりよい裁判が実現できることになるのです。企業に関する訴訟では、法務担当者の活躍を欠かせませんが、法務担当者もコラボレーションの一員として意味づけることで、その役割を明確にできると思います。裁判は裁判官が主催し、当事者は受け身で、裁判官の指揮に従っているという裁判観では出てこない、躍動的な法廷が実現し、よきめの細やかな、実態に即した裁判が実現することになります。

#### 豊田商事破産事件とコラボレーション

私はむかし、裁判長として豊田商事破産事件を担当しました。破産事件というのはコラボレーションそのものでして、裁判官、書記官、破産管財人、債権者やその代理人等々が異なった立場で、精一杯活動することによって、所期の目的、すなわち、破産財団の確保、公正な配当が実現できるのです。裁判官の任務はこうした異業種協同が的確にいくように配慮することにあるのですから、私は事件受理の当初から、そうした考えのもとに綿密な計画をたてて役割分担をするとともに、異業種の協同をしていったのです。このコラボレーションが的確に作動したため適切な解決が得られたと観察しています。

#### これからの民事裁判の在り方

新しい民事訴訟法を始めとする最近の立法や実務の動きをみますと、当事者の自主的な役割が強調されています。裁判は決して裁判官だけが独りしゃかりきになって動かしていくものではありません。それでは真実を把握することはできないでしょう。当事者双方がそれぞれ立場で、事件についての所感を的確に主張し、裁判官や相手方を刺激し、裁判官もまた独自かつ岡目八目の立場で、所感を述べて、全体として生き生きしたやりとりをすることによって、修正すべきところは修正しながら、真実に近づいていけるのです。こういう訴訟運営のもとにおいては、実情に即した判決が得られるだけでなく、建設的かつ抜本的な和解ができるものです。弁論の活性化なども言われます。当事者として手続に関与し、こういう主張ができることを当事者権とも言います。

当事者サイドの問題としては、こうしたコラボレーションに参画できる弁護士を選任することが、その権利擁護の一里塚になるでしょう。

## 土壌汚染対策法と土地取引

弁護士 近藤 恭子



弁護士

近藤 恭子  
(こんどうきょうこ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
2002年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(55期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務等

### 【質問】

砒素を使用していた化学製品製造工場の敷地を買う予定なのですが、土壌汚染対策法との関係でどのような点を留意すべきでしょうか。

【1】平成15年2月15日、土壌汚染対策法が施行されました(平成14年5月22日成立、同月29日公布)。本法律は、「特定有害物質による土壌汚染を対象として、土壌汚染の状況を把握し(汚染状況調査)、リスク管理を要する土地に関する情報を管理し(指定区域台帳)、汚染による人の健康に対するリスクを防止するための措置(リスク管理措置)」を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り「国民の健康を保護する」ことを目的としています(1条)。

【2】土壌汚染状況を調査する義務があるのは、  
A. 使用が廃止された有害物質使用特定施設(中略)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の場合(3条1項)  
B. 都道府県知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地と認めた場合(4条1項)です。また、調査対象は当該施設で使用されていた有害物質です。

但し、A及びBに該当する場合であっても、本法律施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設の工場又は事業場跡地であった土地の場合(付則3条)や、土地利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合(3条1項。但し、すぐに調査をする必要がないだけであり、また、定期報告等の条件が付されることもあります)。具体的には、買主が汚染土地上で事業を引き続き行う場合(同種事業でなくてよい)等には一般的に人が立ち入ることがなく、適用除外となりえます。

調査義務の主体は、土地の所有者、管理者及び占有者です。しかし、調査義務を負う土地の所有者等と汚染原因者が常に一致するとは限らず、所有者等が調査費用を負担して土地の汚染状況を調査した場合に、調査費用を汚染原因者に請求できるか否かについては本法律上直接規定されていません(汚染除去等に要した費用については汚染原因者に請求できる旨規定されています)。そこで、汚染原因者には不法行為責任(民法709条)を追究することにより調査費用を請求することが考えられますが、実際には汚染当時の過失等の立証が困難となるケースも少なくないと思われま

【3】土壌汚染状況の調査により汚染の存在が確認された場合には、情報公開の観点から、都道府県知事により汚染区域と指定されるとともに指定区域台帳に記載されて広く閲覧に供されます(6条1項)。

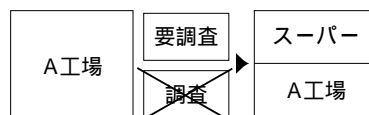
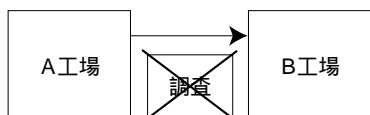
【4】都道府県知事による汚染除去等の措置命令(7条)は、基本的に所有者等が対象となりますが、汚染原因者が明らかな場合には一定の要件のもと直接汚染原因者に対し命令することができます。

### 【回答】

まず、砒素は本法律が対象とする有害物質に該当しますので(施行令1条)、化学工場の廃止が本法律施行後である場合、本法律の適用対象となります。この点、買主が従前の土地利用方法と同様に、すなわち工場・事業場の敷地として土地を利用する場合は、土地利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがないとの都道府県知事の確認を得れば、すぐに調査を行う必要はありません。

一方、工場や事業場として使用するのではなく、例えば住宅、スーパー等の人立ち入ることのできる用途へ変更する場合には、土地を購入した買主は、所有者として土壌汚染状況を調査する義務があり、調査結果によっては汚染除去等の措置をしなければなりません。したがって、売買契約締結に際し、あらかじめ土壌汚染調査及び除去等の措置の責任の所在、費用の負担等について定めるなど不測の損害を被ることがないようにすべきです。当然、売買代金についてもこれらのリスクを考慮した上で決められるべきでしょう。

また、売買契約後になしうる手段として、売主及び買主の双方が土地の汚染について知らなかった場合、買主は売主に対し、瑕疵担保責任(民法570条)に基づき解除及び損害賠償請求をすることが考えられます。一方、売主が土地の汚染を知っているのにこれを買主に告げることなく土地を売った場合には、買主は、詐欺取消(民法96条1項)や、売主が宅地建物取引業者であるならば(例えば、汚染土地に住宅を建てて売る等)不利益事実の不告知(消費者契約法4条2項)に基づく取消及び不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条)をなすことが考えられます。なお、宅建業者は告知義務違反(宅建法47条1号)に基づき業務停止や免許取消の処分を受ける余地があります。





弁護士 村上 創  
(むらかみ・はじめ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1998年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
50期  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 改正会社更生法

弁護士 村上 創

### 1 改正会社更生法が平成15年4月1日付で施行されました。

今回の改正の基本的視点は以下の3点とされており、

#### 事業再生の迅速化

旧法に対する消極的評価として、更生手続が長期にわたる結果、更生会社の資産評価が劣化し、その結果、その資産を有効に活用することができなくなることが指摘されておりました。今回、この消極的評価を改善する改正がなされたこととなります。

#### 手続の柔軟性の向上

会社更生法は事業再生のために有用なツールですが、そのツールをより支障なく適切に利用できるように改正がなされています。

#### 手続の透明性の向上と関係人の参加

様々な関係人が更生計画に対する納得感を持つことができるように、それらの者が更生手続に参加できる制度を設けました。

### 2 事業再生の迅速化

#### (1) 手続開始要件の緩和 法41条

「事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき」等以外は開始決定できるようになりました。

#### (2) 包括的禁止命令の導入 法25条

個別の中止命令によっては更生手続の目的を十分に達成できない特段の事情がある場合には、一般更生債権のみならず優先更生債権、更生担保権に基づく権利行使に対してもその中止を命じることができるようになりました。これに対しては債権者側からの解除申立も可能です(同条2項)。

#### (3) 計画によらない営業譲渡の許容 法46条

旧法では営業譲渡が更生計画によらずとも可能なのか及びその手続が不明でしたが、更生計画の作成を待っていれば営業が劣化する場合が少なくなると早期の営業譲渡が望まれる場合があることから明文で許容されました。

また営業譲渡する場合、営業譲渡の対象となる資産に担保が設定されている場合支障が生じることから、担保権消滅請求の制度も創設されました。(法104条)

#### (4) 更生担保権の実行禁止解除制度 法50条7項

更生手続において、更生担保権に関しては個別の権利行使が禁止され更生手続内での権利行使が認められるにすぎません。しかし、更生に必要な財産については、その上に存する担保権の実行を禁止する必要性に乏しいです。更生手続開始後に担保権の目的物の価値が下落するような場合には、更生担保権者としては早期に担保権を実行

することにより担保権の目的物の価値を維持する必要性があります。

そこで、更生会社の事業更生のために必要でないことが明らかな財産については更生担保権の実行禁止を解除することができるようになりました。

#### (5) 債権調査・確定手続の見直し

書面審理による債権調査(法147条)となり、異議ある債権については訴訟手続ではなく、査定手続(151条、153条)で確定することになりました。

(6) 更生計画案の提出時期を更生手続開始決定後1年以内の裁判所が定める期間内となりました。(法184条)

#### (7) 可決要件の緩和 法196条

更生債権者 議決権総額の3分の2 2分の1

更生担保権者

期限の猶予 議決権総額の4分の3 3分の2

減免等権利に影響 議決権総額の5分の4 4分の3

株主 議決権総数の過半数 同じ

#### (8) 更生計画における最長弁済期間の短縮

法168条5項

担保物の耐用期間又は20年以内 15年以内

#### (9) 終結時期の早期化 法239条

更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めると至ったとき、並びに更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の額の弁済がされた時において、当該再生計画に不履行が生じていない場合

#### (10) 更生計画による組織再編の迅速化

更生計画で新株を発行する場合の払込期日を認可決定確定直後でも許容しました。

### 3 手続の柔軟性の向上

#### (1) DIP型更生手続の導入 法67条3項

役員責任等査定決定を受けるおそれがあると認められる者は管財人に選任することができない旨の規定を設けることで、旧経営者を管財人に選任できること、つまりはDIP型更生手続という選択肢を明確にすることによって不良債権の早期リストア、成長産業への各種資本の早期移動を可能にしました。

#### (2) 更生会社の資金調達・取引の円滑化(DIPファイナンス)法11条

更生開始手続開始申立後、DIPファイナンスがなされた場合、開始決定がなされたか否かにかかわらず、財団債権となることを明確にすることによって、DIPファイナンスを活性化させようとした。

#### (3) 管轄 法4条、5条

主たる営業所の所在所、本店所在地、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

### 4 手続の透明性の向上と利害関係人の参加

#### (1) 財産評定制度の見直し 法83条

旧法:会社に属する一切の財産につき、会社の事業を継続するものとして(事業継続価値)、手続

開始時における価額を評定しなければならない。

新法:会社に属する一切の財産につき、手続開始時における 時価による評定をしなければならない。

## (2) 更生担保権の評価 法2条10項

旧法:担保権の目的の価額は 会社が事業を継続するものとして評定した 更生手続開始時における 価額

新法:担保権の目的の価額は 更生手続開始の時に おける 時価による

## (3) 閲覧・謄写規定の整備 法14条

## (4) 関係人委員会制度の創設 法117条～

各関係人が管財人に対し意見を陳述する等の権限を付与されました。

- A 更生債権者委員会
- B 更生担保権者委員会
- C 株主等委員会

5 今回の改正は倒産法の全面的改正作業の一環ですので、すでに新設されました民事再生法と密接に関係し、同法と同じ制度の新設等が見られます。今後、倒産法改正としては破産法の改正作業が現在進行中であり、破産実体法(相殺、否認権、双務契約の帰趨等)の改正がなされることとなります。破産法改正とともに、会社更生法、民事再生法についても、破産実体法分野の改正と同様の改正がなされることになるでしょうから、破産法の改正の動向にも注視する必要があります。



弁護士

三浦 章生  
(みづらあきお)

出身大学  
東京大学文学部

経歴  
2001年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
54期  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 営業秘密漏洩に対する防衛手段

弁護士 三浦 章 生

### 序 漏洩に対する防衛策の重要性

営業秘密の漏洩はひとたび現実化すれば企業にとって重大かつ回復し難い損害を与えます。ところが、近年の人材の流動化、IT技術の進展により、漏洩の危険性はとみに高まっています。こうした流れの中で、今年2月の不正競争防止法(以下「不競法」と言います。)の改正案において従業員による営業秘密の不正使用を刑事罰の対象とする旨が盛り込まれるなど立法的な手当もなされつつあります。しかし、企業の側からすれば、漏洩しないための予防策、漏洩した場合の事後的補償の確保こそ重要と言えます。以下、近時の判例を参考に、企業としての営業秘密漏洩に対する防衛手段について検討します。

### 1 「営業秘密」の定義

不競法は、特定の要件に当たる営業秘密を漏洩する行為を不正競争行為として禁止し(2条1項4号～9号)、秘密の保持者に差止請求権(3条)や損害賠償請求権(4条)を認めています。

ここで言う「営業秘密」とは、不競法2条4項において定義されているように、非公知性、有用性、秘密管理性を備えたものであり、企業としては重要な機密を、予めこれら3要件

を備えた不競法上の「営業秘密」に該当するものとしておく必要があります。

判例上しばしば問題となるのは秘密管理性であり、この点についての対策が実務上も最も重要となります。

### 2 営業秘密と認められるための対策

(1) 近時の判例によると、秘密保持のための手段が講じられていること、それが客観的に認められること、の2点を充たしている場合に秘密管理性が肯定されています。つまり、企業の側で主観的に営業秘密と考えているだけでは、不競法上の保護を受けることはできません。

では、上記要件を充足するために、具体的にはどのような態様で営業秘密を管理しておくべきでしょうか。以下、物的管理手段と人的管理手段に分けて考察します。

#### (2) 物的管理手段

##### i 秘密である旨の表示

上記、の要件を満たすための最も簡明かつ有効な手段は、秘密である旨の表示を付することです。例えば、顧客名簿や企業独自のノウハウ、特殊技術が記載された書面などに「秘」等の文字を読み易い態様で表示するなどです。判例もこうした記載の有無を重視する傾向があります(大阪地判平成8年4月16日、東京地判平成12年9月28日等)。

##### ii 保管の態様

情報をどのように保管していたかも、判例上、の要件を判断する上で重要視されています。例えば、会社内の他の情報と区別していたか、社外の者の目に触れない場所に保管していたか、使用時以外は厳格に施錠していたか、コンピューターでの保管の場合、パスワードの設定などによりアクセスできる者を制限していたか、といった点が判断の分水嶺になっています(大阪地判平成8年4月16日、大阪地判平成10年12月22日、東京地判平成12年9月28日、東京地判平成12年11月13日、大阪地判平成11年9月14日、東京地判平成12年12月7日、京都地判平成13年11月1日、東京地判平成14年4月23日等)。

### (3) 人的管理手段

#### i 秘密保持契約

就業規則等において会社の機密を漏洩しないよう概括的な規定が設けられているのが通常ですが、特に重要な情報に関しては秘密を守る旨の誓約書を徴求するなどしておく、

の要件が認められ易いでしょう(大阪地判平成10年12月22日、大阪地判平成12年7月25日等)。なお、扱う情報は、会社内での部署や地位に応じて変わるので、異動や昇進ごとに秘密を特定して誓約書等を提出させると有効です。また、特に従業員の退職以降に漏洩が起こり易い実態からすれば、退職時に秘密情報に関する資料をすべて返還させた上で、秘密を特定して別途秘密保持契約を締結すべきです。

#### ii 秘密保持の周知徹底

秘密保持契約を締結していても、従業員の側ではさして意識していないことも往々にしてあります。経営者の側でこうした状態を放置していれば営業秘密と認められにくくなります。そこで、社員教育等において注意を喚起することが有効です。判例上も、朝礼において営業秘密保持の重要性を訓示していたことを根拠に秘密管理性を肯定したものがあつます(東京高判平成12年4月27日)。

#### iii アクセスの制限

書類の場合であれば鍵の保管者など管理責任者を定めておく(大阪地判平成12年7月25日、東京地判平成12年9月28日、大阪地判平成11年9月14日)、コンピューター上の情報であればパスワードを知っている者を限定するなどしておくことが営業秘密と認められ易いと思われまふ。また、情報を保管場所から持ち出すことやコピーすることを禁じる(東京地判平成13年8月27日、東京地判平成14年4月23日)、情報利用した者を社内で記録しておく、といった措置も有効と思われまふ。

## 3 結語

「営業秘密」と認められるためには以上のような対策が考えられます。差止請求権、損害賠償請求権を行使するには「営業秘密」と認められるだけでなく、漏洩の具体的態様を特定するなど他にも難しい要件があつますが、上記各対策は、他の要件をクリアするためにも有益でしょう。



## 中央総合法律事務所

〒530 - 0047  
 大阪市北区西天満2丁目10番2号  
 幸田ビル11階・受付 5階  
 TEL. 06 - 6365 - 8111(代表)  
 FAX. 06 - 6365 - 8289

<http://www.clo.gr.jp>



### 所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 譲二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 安保 智勇
弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘
弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	弁護士 福屋 憲昭	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛	